

満鉄の対「在満朝鮮人」教育の特徴

— 朝鮮総督府、偽満州国との間の教育権変更問題も含めて —

徐 雄 彬

(中国) 東北師範大学外国語学院日本語学科

Characteristics of the education of the "Japanese residing in Manchukuo"
by South Manchurian Railways Co.
—Including the Problem of Educational Right Change between the Office
of the Governor-General of Korea and the Manchukuo

XU Xiongbn

(China) Associate professor at Japanese department of Foreign Languages School,
Northeast Normal University

キーワード：満鉄、「在満朝鮮人」教育、治外法権撤廃、変化

要旨

拙稿では、近代日本の国策会社—満鉄が「在満朝鮮人」に対して行った教育について探った。満鉄は、その付属地内で日本人学校や漢民族学校の経営に積極的であったが、「在満朝鮮人」学校経営には消極的な態度をとっており、その教育権や補助金などを巡って朝鮮総督府との間で摩擦が多発した。だが、1937年末の治外法権撤廃後、満鉄の「在満朝鮮人」教育への態度は変化し、積極的になった。このような変化の裏には、満鉄の使命と満鉄付属地の特徴、「在満朝鮮人」問題の敏感性、日本の中国東北地方での統治の安定性、朝鮮総督府や偽満州国との関係など様々な要因が隠されている。本論では、治外法権撤廃を境界線として、上述の要素を考察しながら満鉄の対「在満朝鮮人」教育の特徴について分析した。

日本政府や朝鮮総督府が「在満朝鮮人」に対して実施した植民地教育に関する先行研究は少なくないが、国策会社—満鉄（全称：南満州鉄道株式会社、1906–1945年）の対「在満朝鮮人」教育に関する研究は少ない。拙稿では、これまで政治的、軍事的、経済的側面

から研究¹され、知られてきた満鉄ではなく、「在満朝鮮人」学校の経営者—「教育者」としての満鉄の側面を明らかにし、教育権を巡る朝鮮総督府、偽満洲国との間で満鉄がどのように対応したのかなども視野に入れて分析を展開する。

1. 朝鮮人の中国への移民と日本の対「在満朝鮮人」統制

19世紀後半、朝鮮半島の北部で起きた長年の自然災害により、朝鮮人貧困農民の中国東北地方への移民が増えはじめており、中国政府は「朝鮮移民専墾区」を作って朝鮮人移民を受け入れ、徴税した²。20世紀初期、日本の朝鮮半島への侵略とともに朝鮮半島から中国への大規模な移民が始まり、「乙巳保護条約」、「日韓合併」後、これらの移民数はその前の8万人から急速に増え20万人を越えるようになった³。1910年代の土地調査事業、「3.1」独立運動の失敗、20年代の産米増殖計画などにより、抗日義兵や土地を奪われた多くの貧困農民の移民が更に増えた⁴。朝鮮人移民は当時、「在満朝鮮人」、「在満鮮人」と呼ばれたが、拙稿では、以下「在満朝鮮人」と呼ぶ。

中国に移民してきた「在満朝鮮人」は一般的に抗日意識が強く、東北地方の「在満朝鮮人」社会では抗日運動や愛国啓蒙運動が頻繁に起き、そのなかで教育は民族を救う一つの重要な手段とされた。1907年8月、日本は清政府の許可なしに「間島問題未解決」、「韓民保護」などの口実のもとで、中国吉林省の延辺地方に「統監府間島派出所」を設立し、1909年9月には「間島協約」を通じて延辺に領事館とその分館を設置した。日本がこれらの侵略活動を行う主な目的の一つは、「在満朝鮮人」学校での反日教育を鎮圧、抑制したうえ親日教育を行うことであった。⁵その後、日本は武力を背景に、朝鮮総督府、満鉄、日本民間人などを通じて反日教育を行っている「在満朝鮮人」学校⁶を次々とその支配下に置いただけではなく、新しく学校を設立することで対「在満朝鮮人」教育を拡大した⁷。

1906年に設立された満鉄は半官半民の国策会社で、日本が中国東北地方を経営する「先駆者」、中核であり、「中国における日本の東インド会社」とも呼ばれ⁸、日本の対「在満朝鮮人」教育の一つ重要な力となっていた。日本の対「在満朝鮮人」教育は、1910～1920年代は「試行錯誤」の段階で、偽満洲国の成立から「新学制」公布までは教育の混乱期（日本の軍隊による対中国東北統治秩序の確立とそれに見合う教育制度確立の遅れ）で、「新学制」実施以降は全面的な、本格的な植民地教育が行われたと言える。満鉄の対「在満朝鮮人」教育は、朝鮮総督府より遅れて1919年から始まり、1937年末の治外法権撤廃に伴って（偽満洲国の「新学制」公布と同じ時期）、その経営下の「在満朝鮮人」学校（14校以外）の経営権を偽満洲国側に移譲した。本文は、治外法権撤廃を一つの境界線として、満鉄と朝鮮総督府、満鉄と偽満洲国間の教育権変更問題も含めて、満鉄の対「在満朝鮮人」教育の特徴を分析する。

2. 治外法権撤廃以前の満鉄の対「在満朝鮮人」教育

「在満朝鮮人」とは、朝鮮半島から中国の東北地方に移民してきた人たちで、当時その政治的地位や存在の合法性などには微妙且つ複雑な部分が多く、中国側にとっても、日本と朝鮮総督府側にとっても「在満朝鮮人」問題は敏感な問題とされた。結局、このような「在満朝鮮人」の特徴が、日本の中国東北地方侵略のための口実となり、日本は「韓民保護」のために朝鮮総督府を利用して「在満朝鮮人管理」を急ぎ、1910年代から本格的に「在満朝鮮人」教育を行った。日本側の様々な「在満朝鮮人」学校経営主体の中で、朝鮮総督府経営学校は学校数、教員数及び学生数で最も多く、主に吉林省に集中していた。日本民間人経営学校も吉林省に多く、満鉄経営学校は遼寧省に多かった。朝鮮総督府経営学校、満鉄経営学校は言うまでもなく、日本民間人経営学校の多くも朝鮮総督府や日本外務省の経済的援助を受けており、主に日本政府の対「在満朝鮮人」教育方針に従っていた。⁹ そのなかで、企業としての満鉄は、積極的に「在満朝鮮人」教育に手を伸ばす朝鮮総督府とは違って、消極的な態度を見せた。その原因として、満鉄が「在満朝鮮人」学校を経営した場合出費問題だけではなく、満鉄付属地¹⁰が中国領の中へ細長く突出しているがゆえに、「在満朝鮮人」教育問題を巡って中国側と衝突を起す可能性が高いこと、などがあげられる。

(1) 満鉄の「在満朝鮮人」教育への着手

満鉄沿線における日本の対「在満朝鮮人」教育は安東（遼寧省東港市）が最初で（朝鮮総督府関係として創立）、1914年2月安東小学校の一室を借り受け教育を開始した。その後、日本側の勢力を背景に、1917年5月に鉄嶺、1920年1月に「奉天」（遼寧省瀋陽市）、9月にハルピン、1921年7月に撫順、1922年9月に長春、1924年3月に開原という順で教育機関が設立された。¹¹ 満鉄付属地への「在満朝鮮人」移民の増加（例えば1918年には935人、1920年には1614人、1922年には1934人、1924年には6349人である）¹²とその教育機関の増設に伴い、国策会社である満鉄は「在満朝鮮人」教育に対して拱手傍観することができなくなった。それで、満鉄は1919年7月に朝鮮総督府と手を結んで、鉄嶺育英学校に経費を補助し、「朝鮮普通学校令」に基づいて学制を作って（普通科4年、補習科2年）経営するようになった。経営者である満鉄は、経費補助以外に社員一名を教員として派遣した。続いて、翌年から満鉄は「奉天」、長春、安東、撫順、開原などの「在満朝鮮人」学校にも教員を一人ずつ派遣した。¹³ このように、満鉄付属地への「在満朝鮮人」移民の増加によって、満鉄はその教育に着手しはじめた。

朝鮮総督府と満鉄は、両者とも日本政府の命令を実行しながらも、対「在満朝鮮人」教育では異なる態度をとっている。1906年の設立時に、通信・大蔵・外務の三大臣は、満鉄付属地内に土木（道路・上下水道等）や衛生（病院）と共に教育事業（初等・中等教育）も行うように満鉄に命令したにもかかわらず¹⁴、満鉄は複雑且つ敏感な「在満朝鮮人」教育を手がけたがっていない。朝鮮総督府と共同に補助しながらも、「朝鮮普通学校令」に

基づいて学校を経営し、資金を出すこと以外に「在満朝鮮人」教育に深く取り組もうとはしない。「在満朝鮮人」教育は、満鉄が付属地内の日本人教育や漢民族の教育には熱心に取り組んでいることから、鮮明に対比される。

(2) 教育権を巡る満鉄と朝鮮総督府との間の摩擦

「在満朝鮮人」の増加によって、1923年にソウルで開かれた「在満洲朝鮮関係領事館打合会議」(外務省、日本領事館、関東庁、陸軍、朝鮮総督府、満鉄などの代表が参加)ではもっぱら「在満朝鮮人」問題が議論され、満鉄が付属地における「在満朝鮮人」教育を管理することが要求された。これに対して、満鉄の代表赤羽克己は「総督府ハ当面ノ責任者トシテソレソレ施設スル所カアリマスカ外務省ニ至ツテハ鮮人ノ教育ニモ適当ノ施設ヲシテ貫ヒタイト云フコトヲ希望致シマス」と、日本の外務省が「在満朝鮮人」教育で何の力も出してないと批判した後、付属地及び沿線の「在満朝鮮人」教育は満鉄が責任を取って行うが、沿線から離れている地域の教育は朝鮮総督府と外務省が責任を取るべきだと、責任範囲の明確化を主張した。¹⁵ これに対して、外務省代表坪上貞二は、前に開かれた東方会議で、「在満朝鮮人」の「取締ノ方面ハ外務省デヤル助長行政ハ総督府デヤル」と役割分担が既に決まっており、「在満朝鮮人」教育は外務省の管轄でないと断った¹⁶。会議が採めたので、満鉄が「在満朝鮮人」教育を行うことは決まったが、管理領域、学校の経営方式、補助金額の割合(前は満鉄と朝鮮総督府で共同で補助)などでは不明確な部分を多く残したまま終わってしまった。

その後の交渉でも、責任範囲をもって揉める中、あまり改善が見られない状態が続いていた。満鉄はただ管理範囲内の「在満朝鮮人」経営者に学校運営に必要な一部の補助金を出し、また一部の学校に社員を教員として派遣することで「任務完成」であった。だが、派遣された教員も資格を持っている正式な教員ではない。赤羽克己は「在満洲朝鮮関係領事館打合会議」から戻ってきてから、翌年「本社鮮人教育ノ現在方針」という満鉄の対「在満朝鮮人」教育方針を決めたが、学校の経営方式や教員派遣に関して、「現在沿線ニ於ケル鮮人学校は全テ補助学校ナルカ(安東普通学校は総督府経営)将来学校施設ノ必要トスル場合ニ在リテモ可成之ヲ補助学校トシ教員ノ如キモ許ス限り鮮人教員ヲシテ之ニ当ラシムトス……教員ハ有資格ノ内地人一名乃至二名外ニ鮮人及華人教員ヲ採用ス 鮮人及華人教員ニ在リテハ必スシモ資格ニ拘泥セス」と定めた¹⁷。学校の直接経営には、多くの投資を必要とし、それで満鉄は補助学校という方式を取った。また教員の資格問題も重視していない。このように、満鉄は嫌々ながら「責任」に向かうが、「在満朝鮮人」教育への人力や資金の面で最小限の投資で済まそうとした。

満鉄付属地の「在満朝鮮人」教育に多くの問題が存在している状況に応じて、1925年、朝鮮総督府は満鉄に「在満朝鮮人」教育の分担について協議の申し入れをした¹⁸。事前準備のある満鉄は以下の三項目の提案を安東副領事を通じて朝鮮総督府に内示した。

一、満鉄付属地及び接続市街居住地の朝鮮人教育は満鉄が行い、それ以外の朝鮮人教育

は総督府に於いて行ふ。

二、現在の付属地朝鮮人学校に対する総督府の補助金は引続き満鉄に支払われること。

……

三、特にハルピンに於ける朝鮮人学校に就いては其の教育費の不足額は総督府六、会社四の割合を以て之を補助すること。

朝鮮総督府は、この三つの項目の中の第二項、第三項に書かれている総督府が補助金を出すことについては応じ難いと回答した。朝鮮総督府としては、満鉄がその付属地の「在満朝鮮人」教育を担う以上、教育に必要な費用も全額負担すべきだという考え方であった。だが満鉄は、付属地の「在満朝鮮人」は朝鮮半島からの移住者で、朝鮮総督府も当然一部の教育費用を負担すべきだと考えてのことであった。それで、交渉は中断となった。

付属地への移民の増加に供う対「在満朝鮮人」統治強化の必要性に応じて、一年後交渉は再開し、数回の交渉を経て、満鉄と朝鮮総督府は1927年6月に協定を結んだ。協定を結ぶために、朝鮮総督府は満鉄の経済的要求に妥協して、安東普通学校、「奉天」普通学校、鉄嶺育英学校、開原普通学校、哈爾濱普通学校、撫順普通学校に合計で毎年211,196円の補助金を支払うことにし、その分、経営方式の面で「在満朝鮮人」学校に対するコントロールを強化しようとした。これに、満鉄も文句なしに答えた。協定の主な内容は以下のようである¹⁹。

- 一、以下の区域の朝鮮人教育は満鉄会社に於いて之が経営に当り学校の新設内容充実等積極的施設をなし教育の普及進歩を図ること
 - ①南満洲鉄道付属地
 - ②南満洲鉄道付属地接続市街及ハルピン
- 二、前項に該当せざる区域の朝鮮人にして前項該当地に於いて教育を受けんとする者あるときは設備の許す範囲内に於いて之を許容すること
- 三、満鉄会社に於いて朝鮮人の教育を為すに当りては、以下の各号に準拠すること
 - ①朝鮮総督府の朝鮮人教育方針並之に関する規程に準拠すること
 - ②教科書は朝鮮総督府の編纂に係るものを使用すること但し朝鮮総督府に於いて編纂なきものは此の限りに非ず
 - ③教員採用の場合は可成朝鮮に於いて相当長期間教育に従事したる有資格者を任用すること
- 四、第一項に該当せざる地域の朝鮮人教育及其の施設は朝鮮総督府に於いて之を為すこと

この協定によって、満鉄の対「在満朝鮮人」教育の管理区域と教育方針が明文化された。つまり、満鉄は朝鮮総督府の教育方針を取り入れ、朝鮮総督府編纂の教科書を使用し、朝

鮮半島から来た教育経験のある教員を優先的に採用することになった。また、満鉄も「在満朝鮮人」学校で中国語、ロシア語の授業を行うなど、「満洲」の状況に応じた授業を行う要求を加えた。これで、朝鮮総督府と満鉄の間の交渉はようやく達成できたのである。

(3) 満鉄の対「在満朝鮮人」教育の実態

満鉄の対「在満朝鮮人」教育の実態を探るために、ここではまず満鉄が取り入れた朝鮮総督府の教育方針とはいったいどのようなものか、その中身を分析してみる。1910年の「日韓合併」により朝鮮半島が日本に合併され、その翌年に公布された「朝鮮教育令」²⁰では「…教育勅語の御趣旨二基づき忠良なる国民を育成するを以って本義とし…」と定められており、日本の対朝鮮人教育の本質は「日本国民」の育成、より明確に言えば「二流の日本国民」を育成することである。また、朝鮮総督府編纂の教科書を取り入れたが、その教科書²¹の中身をみると実際朝鮮半島に関するものは少なく、天皇制教育に関する内容が最も多い。このような「朝鮮総督府のもの」を取り入れた対「在満朝鮮人」教育の本質はいうまでもなく同化教育、奴隷化教育である。しかし、満鉄の同じ付属地内の漢民族に対する教育はこれとは違って、「徳教を施し実学を授け有用なる良民を養成する」ことであり、「二流の日本国民」を育成する対「在満朝鮮人」教育とは目標が異なっている²²。

対「在満朝鮮人」教育方針で、満鉄は朝鮮総督府と基本的に一致しており、多少区別される面もあるが、それは所謂「敵地主義」、「適応主義」である。これは、満鉄の「満洲」経営の重要な方針の一つでもある。例えば、1913年の校長会議で日本の「満洲」での教育方針として、満鉄の国澤新兵衛副総裁は「周囲の事情と児童の境遇に応じ斟酌其の宜しきを得べき」と主張したが、関東都督府代表の反対を受けたこともある。²³ここで、日本の勢力が強く、統治が安定していた「関東州」と、中国の領土に細長く入って日本の影響力の比較的弱い満鉄付属地との区別が見られる。その後、満鉄は「敵地主義」を具体化するために満鉄沿線に対する調査を行い、それを教育にも取り入れようとした²⁴。「満洲補充読本」、「支那語教科書」、「満洲補充地理歴史教科書」、「満洲唱歌集」などの教科書の編集と学校教育での取り入れは、満鉄の「敵地主義」教育の施策である。1928年、満鉄付属地の校長会議で満鉄学務課長は「在満朝鮮人」教育に関する方針として「『朝鮮教育令』により、教育勅語の趣旨に基づき国民性の涵養と国語の普及をはかることを中心とする。しかし、満洲と朝鮮では物質的、精神的生活に於いて異なっているので、満洲の事情に適した教育を行うべきである。」と「敵地主義」教育の重要性を強調した²⁵。つまり、満鉄はその付属地の「在満朝鮮人」教育で、主に朝鮮総督府の教育方針や教科書などに基づきながらも、自社の経営方針に合わせて「満洲開発人材」の教育も取り入れたのである。

続いて、満鉄が「在満朝鮮人」に対して具体的にどのような教育を行ったのかについて、鉄嶺育英学校の授業コースを例に考察してみる。表1は鉄嶺育英学校の授業コース設置と週間時数(1928年)である。授業コースを見ると、日本語が「国語」²⁶となっており、週間時数の30.5～48.05%を占めている。これとは明らかに対比されるのは、本来「在満朝鮮人」の母語である朝鮮語はただ普通の言語科目となっていることである。当時の「国

語」教科書を見ると、そのなかで天皇制教育、日本語教育及び「実業教育」が主な内容となっており、その中でも天皇制教育²⁷の占める比率が最も高い。「国史」と地理は日本歴史と日本地理であり(朝鮮半島の歴史と地理は日本歴史、日本地理の一部となっている)。次に注目を引くのは、算術、手工、裁縫などの科目で、週間時数のなかで比較的高い比率を占めている。当然、日本語の分かる低技能労働者を育成するためには、これらの科目も重視されるはずである。また、「在満朝鮮人」学校では、「忠良なる国民」育成の効果を高めるために日本語のみで授業を行う、天皇制教育のイデオロギーとして機能していた直接法が提唱された。初期段階では、直接法が順調に導入できなかったが、1940年代に入っからは、朝鮮語科目がなくなり、学校で全て日本語のみ使う極端な直接法が導入された²⁸。

表1 鉄嶺育英学校の授業コース設置及び週間時数 (1928年)

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
国語(日本語)	10	12	12	12	9	9
修身	1	1	1	1	1	1
朝鮮語	4	4	3	3	3	3
算術	5	5	6	6	4	4
国史					2	2
地理					2	2
理科					2	2
図画			1	1	男2女1	男2女1
唱歌	3	3	1	1	1	1
体操			3	男3女2	男3女2	男3女2
裁縫				2	3	3
手工			6	6	6	6
中国語				2	2	2
国語が全体に占める割合	43.5%	48.05%	44.4%	40.7%	30.5%	30.5%

出所：外務省亜細亜局『在外朝鮮人学校教育関係雑件／教育施設費補助関係』アジア歴史資料センター：B04012235700、昭和3年7月、画像10、を整理、計算して作成。

上述の分析から分かるように、満鉄が「在満朝鮮人」に対して行った教育の主な内容は、天皇制教育、言語教育(言語は学生の価値観、人生観及び思考方式などに影響を与える)と「実業教育」(日常生活での簡単な作業能力を身に付けさせる)である。これは、朝鮮総督府や日本政府の対「在満朝鮮人」教育方針だともいえるが、その中身を見ると、日本が育成しようとした「忠良なる国民」とは、天皇に忠誠し、日本語を母語とし、日本人の支配下で働ける低技能労働者であることが分かる。

上述のように、満鉄は朝鮮総督府と基本的に同じような対「在満朝鮮人」教育を行って

いるが、前の消極的な態度は、朝鮮総督府と協定を結んだ後本当に変わったのだろうか。「奉天」普通学校の教師であり、また「在満朝鮮人」教育問題を深く研究していた研究者桑畑忍は著書『在満朝鮮人と教育問題』（1929年）の中で、「間島」地区と満鉄沿線の「在満朝鮮人」普通学校について比較研究した（表2を参照）。

表2 「間島」地区と満鉄沿線の「在満朝鮮人」普通学校の差異（1929年）

「間島」地区	満鉄沿線
純然たる公立学校である	私立学校に過ぎない
職員は朝鮮総督府官吏	一校一名満鉄社員他は学校限り採用
有資格者職員の恩給年限あり	恩給年限なし
職員は朝鮮総督府在勤手当以外に国境手当の支給を受ける	一校一名の満鉄社員は社員待遇を受けるが他は何等恩恵に浴せない
校舎は大低煉瓦二階建	大低貧弱な校舎
設備充分	不充分
経費充分	不充分

注：経費の比較としてあげた例で、「間島」地区の琿春普通学校は16,000円、局子街普通学校は13,954円であるのに対して、満鉄普通学校である長春普通学校は9,198円、撫順普通学校は8,892円である。

出所：桑畑忍『在満朝鮮人と教育問題』大連：中日文化協会、1929年、44-46ページ。

表2から読み取れる満鉄沿線の「在満朝鮮人」普通学校は、私立学校の形で、日本からの管理が厳しくなく（朝鮮総督府と満鉄が共同で補助し、朝鮮人民会、朝鮮人居留民会、朝鮮民間人に実際の経営を委託しており、管理の面で混乱する場合が多い）、校舎、設備、経費の面で不十分な部分が多く、また教員の待遇が悪いがゆえに優秀な教員も採用しにくい状態である。満鉄は付属地の日本人学校、漢民族学校に対しては直接経営をしているが、「在満朝鮮人」に対してはまともな教育をしていない。「在満朝鮮人」学校は民家などの建物を改造して教室として使うこともよくあり、経費不足で開校してから1～2年間で閉校する例も少なくない。満鉄付属地の各民族学校の生徒一人当たりで費やす経費（年平均）を比べてみると、「在満朝鮮人」生徒は42円で、日本人生徒の76.12より遥かに低く、漢民族生徒の64.61よりも低い²⁹。しかも、「在満朝鮮人」学校に対しては、満鉄の単独補助ではなく、他の経営主体との共同補助である。教員の待遇においても、満鉄は自社派遣の社員のみには様々な手当を与えており、満鉄派遣教員は同じ仕事をしている他の教員の2倍近い給料をもらっており、感情的な問題が生じやすい³⁰。巨大な経済力を持ち、「満鉄王国」とも呼ばれる満鉄は当時、社員の給料や学校の施設などの面で中国東北地方で優れており、日本国内に比べても負けないほどであった。満鉄経営の数の少ない「在満朝鮮人」学校の様子を見ると、根本的な問題はお金のことではなく、満鉄の「在満朝鮮人」に対する位置づけであると判断できる。朝鮮総督府との契約で「教員採用の場合は可成朝鮮に於いて相当長期間教育に従事したる有資格者を任用すること」という項目は、実際有名

無実な項目になってしまった。

満鉄の対「在満朝鮮人」教育には、「質」の問題だけではなく、「量」にも問題がある。1935年、研究者鳩田道彌が出版した著書『満洲教育史』をみると、1928年時点で満鉄補助「在満朝鮮人」学校は12校で、全て初等学校のみである。それに対して、付属地に満鉄経営の日本人中等学校は9校もある³¹。同じ「日本人」身分を持っているにもかかわらず「在満朝鮮人」と日本人の間にはこのような大きな差がある。「在満朝鮮人」中等学校を作らないのは満鉄だけではなく、この時期日本の対「在満朝鮮人」教育政策でもある。反日意識の強い「在満朝鮮人」の学生が高学年に進めば、教授上民族精神の表れなどにより³²、愚民化教育が難しくなることがその主な原因として考えられる。数は少ないが中等教育、高等教育機関をもっていた朝鮮半島と比べてみたら、日本の対「在満朝鮮人」愚民化教育の徹底さが分かる。このような状況の中で、対「在満朝鮮人」教育に関心をもっていない満鉄が中等教育機関をつくるはずがない。また、満鉄は、学校施設のない地域の「在満朝鮮人」学生が入学を希望する場合に付属地の日本人小学校で受け入れるとしたが、実際入学の際に条件が非常に厳しく、「在満朝鮮人」学生はクラス学生数の1割を超えてはいけないという制限を受けた。その原因は、少人数なら同化主義教育の目的を容易に達成するだけでなく、日本人学生に国際的訓練体験を身に付けさせる（日本人学生を多民族共存の「満洲」の統治者として育成するのに有利）こともできるが、「在満朝鮮人」学生が増加するとその効果が低く、日本人学生にも様々な悪い影響を与えるからである。³³

満鉄付属地の「在満朝鮮人」数はますます増加し、例えば、1930年は15,495人、1931年は20,324人、1932年は26,735人で、満鉄は付属地経営の安定を図るためにも「在満朝鮮人」教育機関を拡大しなければならない状態になった。それで、満鉄補助の「在満朝鮮人」学校は1931年の13校から1935年の17校にまで増加した。³⁴教育機関の拡大は、当時勃興しつつある反日運動から付属地の「在満朝鮮人」を切り離そうとする意図も含まれていた。

ここまで、治外法権撤廃以前の満鉄の対「在満朝鮮人」教育の特徴について分析した。その主な特徴は、消極的な態度を取っていたと言える。問題は、満鉄がなぜこのような態度をとったのか、である。その原因として、主に当時「満洲」の置かれていた政治的環境と満鉄自身の特徴が考えられる。1910～1920年代に、日本の勢力が「満洲」に入り込み、ますますその影響力を拡大していたが、「満洲」は政治的に中国に属しており、日本の「満洲」での統治はまだ確立してない。そのような状態の中で、満鉄は経済的に「満洲」を支配することを使命に「満洲開発」を行っており、中国東北地方の各地に蜘蛛の糸のように鉄道線を伸ばしていた。鉄道沿線の細長い付属地の両側に住んでいる漢民族との摩擦はいつ発生してもおかしくないくらいで、満鉄はできるだけ漢民族を刺激しないようにして、現地への「敵地主義」、「適応主義」を方針としたのである。このように、敏感な満鉄付属地に「日本国民」である朝鮮人が移住して来てから、問題は複雑化した。周知のように、移住者である朝鮮人は移住の初期段階から生活空間の開拓において「満洲」の各地で漢民

族との間で摩擦が多発し、「朝鮮人民会連合会」副会長林漢東も「『満洲国』で朝鮮人は一般的に「不良分子」と見なされている」と驚嘆するほどであった³⁵。「日韓合併」以降「日本国民」となった「在満朝鮮人」は当然ながら「日本国民」としての権利を要求し、政治的には日本人同様に「高い地位」に立っていた。だが、漢民族の目に映った「在満朝鮮人」とはまず「亡国奴」であったに違いない。「満洲」の土地や資源は限られており、「二等日本国民」—「在満朝鮮人」が新しい生活空間を開拓する中、原住民である漢民族との間の摩擦は避けられなかったのである。

日本にとって、治外法権を享受する「日本国民」としての「在満朝鮮人」は対中国侵略の口実でもあるし、また頭の痛い問題ともなっていた。特に、満鉄の置かれている特別な状況から見て、この時期「在満朝鮮人」を扱うのは満鉄の手に余る問題であった。だが、付属地に「在満朝鮮人」が増えることに満鉄は懐手をすることはできず、最小限度で「在満朝鮮人」教育を扱おうとした。日本政府と朝鮮総督府は満鉄の責任を追及していたが、満鉄の置かれていた状況を充分分かっていたとは言えない。これで、満鉄は日本政府、朝鮮総督府の「在満朝鮮人」教育の要求に消極的に応じながら、しかも「敵地主義」を取り入れたと考えられる。

3. 治外法権撤廃以降の満鉄の対「在満朝鮮人」教育

1937年7月に勃発した日本の対中国全面侵略戦争に伴って、関東軍は戦争基地である偽満洲国の機能を強化しようとした。つまり、中国全土を迅速に侵略するためには多民族「国家」—偽満洲国で「民族協和」を実現し、「独立国家」としての尊厳を与え、「国力」をアップする必要があった。この目的達成のための一措置として取られたのが偽満洲国における日本の治外法権撤廃と満鉄付属地行政権の偽満洲国への移譲であった。これは、付属地の「在満朝鮮人」に大きな波紋を投げかける措置である。この部分では、「在満朝鮮人」教育権の偽満洲国への移譲によって生じた摩擦と満鉄に保留されている一部「在満朝鮮人」学校の状況について探ってみる。

(1) 偽満洲国への教育権移譲による「在満朝鮮人」社会の反発

偽満洲国で日本人の治外法権には領事裁判権、警察権、課税権などが含まれており、「日本国民」としての「在満朝鮮人」もこれによって守られてきたと言える。「在満朝鮮人」と漢民族との間の関係は前述したように悪化しており、治外法権の撤廃は「在満朝鮮人」がこれから危険な立場に置かれることを意味する。これに対して、「在満朝鮮人」社会からの反発は激しかった。例えば、1934年7～8月の「日満」治外法権撤廃委員会の設立段階から、「在満朝鮮人」団体は「奉天」、營口、開原などで「在満朝鮮人」市民大会を開き、反対の声を出したが、その中で營口での大会には五千人以上も参加した³⁶。結局、反対の声は無視され、1937年11月5日に日本と偽満洲国の間では、「満洲国に於ける治外法権の撤廃及南満州鉄道付属地行政権の移譲に関する日本国満洲国間条約」とその付属協

定が結ばれた³⁷。

付属地行政権移譲に当たって、満鉄の日本人に対する教育権は日本側に保留することになったが、「在満朝鮮人」学校は満鉄付属地にある14校を除く以外は偽満洲国に移譲され、「新学制」教育体制に入ってしまった³⁸。「在満朝鮮人子弟教育行政処理要項」によると、偽満洲国の対「在満朝鮮人」教育方針は「在満朝鮮人子弟に対する教育（初等教育）は日本人たる本質の下に満洲国結成分子として建国の本旨に合致する如く之を施するものとす」であり、「日本人たる本質の下」で行う教育本質は前と変わってないことが分かる。³⁹つまり、教育権移譲後も日本は「在満朝鮮人」の「日本国民」としての身分を否定せず、またそれを日本人同様に完全に認めることもできない矛盾する状況に置かれていた。言い換えれば、「在満朝鮮人」の「日本国民」身分は、ただ「日韓合併」時に得た虚名で、日本はその後「在満朝鮮人」を日本人同様に扱うはずがなかった。教育権移譲の際の差別は、日本が自ら「在満朝鮮人」に着させたこの「日本国民」という外衣を外して取り戻すこととなり、「在満朝鮮人」はただ日本の対中国侵略の口実と道具で、かわいそうな存在であることを意味している。

当然ながら、教育権移譲は「在満朝鮮人」社会で反発を引き起こした。それは、教育権が偽満洲国に移譲されると様々な問題が生じるからである。教育権移譲後、「在満朝鮮人」は教育年数が短縮して教育の質が下がるだけではなく、学年の始まりは1月で、3月に始まる日本、朝鮮半島とは違うがゆえに朝鮮半島の中等学校への進学や日本留学に不便をもたらすからである⁴⁰。更に、偽満洲国の「新学制」とは、愚民化教育と戦争体制化教育の結合体で、学生の文化水準の向上を目指すのではなく、戦争に必要な「人材」を育成するのが方針で、農業、水産、工業、手作業など「実業」教育が中心となっていた。朝鮮総督府から偽満洲国に派遣されて来た教育視察団もその報告書の中で、朝鮮半島の教育と比較しながら偽満洲国の過度な「実業」教育とそのスピード重視に驚きの気持ちを示し、人文教育の欠如に遺憾の意を示した⁴¹。教育権移譲の前、「在満朝鮮人」教育は「朝鮮教育令」に基づいて、朝鮮半島の学制や学校規則によって経営された。治外法権撤廃の準備段階から、教育権移譲とそれに伴う問題点を予知した「在満朝鮮人」社会では抗議運動を行った。例えば、1935年12月23日、「奉天」では民会評議員、教員、記者など70人が懇親会の形で集まって移譲対策会を結成し、1937年10月6日はハルピン、7日は「新京」で移譲反対運動が起きた。⁴²だが、これらの反対運動は日本の戦争体制下の教育戦略に影響を与えることができず、「在満朝鮮人」教育権は計画とおり偽満洲国に移譲された。

ところが、驚くべきことは、付属地行政権の移譲は、満鉄の30年間の主な経営成果を偽満洲国に無償で与えること、言い換えればこれは満鉄の「命を取る」こととほぼ同じだが、満鉄は文句なしに、喜んで従っていることである。1937年11月9日の『大阪毎日新聞』は「満洲建国の使命に満鉄の大貢献一心からなるプレゼント 不属地行政権移譲」というテーマで以下のようにこの件を報道した。

満鉄が過去三十年の永きにわたり我国大陸政策の基調をなし日本民族の大陸発展の足場をなした歴史ある附屬地行政も十一月三十日を最後に満洲国に移譲され、同時に満鉄地方部は解消されることとなったが、地方部ではこの最後の幕を閉じる三十日午後十二時を期して各地方事務所一斉に盛大なる解消式を挙行、大連本社関係は本社社員クラブで同様解消式を挙行その看板は社員の手により焼却することになっている、なお地方部四千五百名（満人一千五百名）は満洲国教育関係は大使館に現行のまま引継がれることとなった。⁴³

この報道は、日本の「大陸政策」の下で30年間頑張ってきた満鉄の「使命」と「任務完成の喜び」を生き生きと描写している。満鉄は、前に「在満朝鮮人」教育を巡って朝鮮総督府と摩擦が起きた時とは完全に違う顔を見せている。ここから見ると、前に満鉄が教育権や補助金の件で朝鮮総督府と揉めたのは、権利やお金の問題というよりも、むしろ満鉄の東北地方経営の「使命」と対「在満朝鮮人」への位置づけが主な原因であったと考えられる。つまり、日本が中国東北地方での統治を確立する前に、「在満朝鮮人」教育問題を扱うことで中国地方政権や社会とトラブルが起きた場合、企業としての満鉄はそれに対応しにくくなり、またそれが満鉄の「使命」にまで影響を与えうからである。

(2) 満鉄の附屬地保留「在満朝鮮人」学校での教育

対中国全面戦争の体制下で日本が求めていたのは、日本国内を基準として植民地、占領地を高度に統一し、速やかに、効率的に動くことであり、「敵地主義」など地方の特徴を強調する時代は既に過ぎたと言える。特に、太平洋戦争勃発後、このような傾向は一層強くなった。日本の植民地に対する位置づけや地理概念も変わって、1942年7月の大東亜建設審議会第五回総会で当時の岸信介商工大臣は「朝鮮、台湾は皇国の中に入れて考えます」と答弁し、答弁では朝鮮半島や中国台湾の「内地」（日本）化傾向が示されており、同年9月の「内外地行政一本化」の方針が閣議決定され、1943年度より樺太が「内地」に編入されることになった⁴⁴。

このような状況の中で、教育の面でも皇道教育が強調されたが、その中身は主に「忠君愛国」、「日本精神」、軍事教育などで構成されている。朝鮮半島では1937年から「内鮮一体」政策の下で、特別志願兵制度と共に「皇民化」教育が実施され、翌年からは「朝鮮の延長線」として「日本国民」である「在満朝鮮人」にもこの制度が適用された⁴⁵。「皇民化」政策の下で、「在満朝鮮人」は名字を日本式に変えるように要求され、更に朝鮮語の使用まで禁止されることになった。つまり、日本は治外法権撤廃と満鉄附屬地行政権移譲の際に差別化した「在満朝鮮人」に対して、再度「日本国民」としてその身分と使命を強調したのである。一体、日本にとって「在満朝鮮人」とはどのような存在なのだろうか。言うまでもなく、「使い終わっては捨てる」、必要時にはまた「拾って使うもの」に過ぎなかった。

このような背景の下で、教育権移譲の際に満鉄附屬地に保留された「在満朝鮮人」学校

ではその後どのような教育が行われたのだろうか。学校の状況及び教育内容に関して、当時鳳凰城普通学校（満鉄保留14校の「在満朝鮮人」学校の一つ）で教育を受けたことのある金成国氏は次のように述べている⁴⁶。

1928年2月、私は朝鮮平安北道義州郡のある農民の家庭で生まれて、1936年から1937年まで私塾で勉強し、1937年に家族と一緒に鳳凰城に移住して来た。その後、満鉄附属地の鳳凰城普通学校に入学して、二年生のクラスに編入され勉強するようになった。学校には4つの学年があり、200人ぐらいの学生がいた。校長は佐藤という名字の日本人である。科目には朝鮮語、「国語」（日本語）、修身、算数などがあった。

私が四年生の時だったと思うが、学校には小学校6つの学年、初級中学校一つの学年ができた。1940年に学校名は鳳凰城敷島国民尋常高等学校と変わり、小学校6年、高等科2年が設けられていた。当時の校長は高橋という名字の先生で、教頭、訓導、そして私のクラスの担任先生も日本人であった。他の先生たちは皆朝鮮民族で、朝鮮半島で師範学校や中学校を卒業した人たちである。この時期の植民地教育の記憶は今も忘れ難い。以下の何点かについて話したい。

1) 朝鮮語科目がなくなり、キャンパス内で朝鮮語の使用が禁止となった。一年生の授業でも完全に日本語による授業が行われた。より効果的に朝鮮語使用を禁止するために、学校は学生たちにカードを10枚ずつ配り、学生同士で監督する方法までとった。不注意で朝鮮語を話した学生は、それを見つけた学生にカード一枚を与えるようになっており、期末になってカードの数を調べて、少ない学生は「悪い学生」と決められ、不合格になる。また、クラスとクラスの間での比較もある。カードの少ないクラスは評価が低くなり、それは担任先生の責任につながる。それで、先生たちも必死になって学生を監督し、殴ったり、叱ったりすることがしばしばあった。

2) 日本は強制的に朝鮮民族の名字を日本式に変えた。まし変えないと、戸籍登録ができず、学校に入ることも外へ出かけることもできない。私の名字は「金」だが、原籍地名の字を入れて、「金城」にして、金城成国となった。日本が敗戦してから、「金城」をやめて、再び「金」を使った。

3) 学校では、歴史を歪曲して教えた。朝鮮民族も日本人同様に天照大神の子孫で、日本人とは家族で、日本人と一緒に「大東亜共栄圏」の建設に尽力しなければならないと言った。実は、朝鮮民族は日本民族の系統ではない。

4) 「朝鮮」（今の朝鮮半島を指す）の国旗を持つこと、「朝鮮」の国家を歌うこと、政治を論ずることなどは禁止され、違反すると思想犯、政治犯になり、死刑になる場合もあった。学校では毎日の朝日本国旗を揚げ、「君が代」を歌った。始業式、卒業式及び重要な祭りの際も日本国旗を揚げ、日本国家を歌った。

5) 朝、学校に来るとき、正門で天皇の勅書が保存されている大ホールの方を向かって敬礼をするように要求された。また、朝先生と学生たちは皆運動場に集まって、

天皇への忠誠を表すということで、東方に向かって参拝した。

6) 天照大神、大和魂、武士道精神を大いに宣伝した。学校の前に日本の神社があり、祭りの日には学校全体で参拝に行く。高橋校長は、いつも日本は天照大神が作った国で、神に守られており、大東亜戦争は必ず勝利すると言った。

7) 卒業時に、学校では卒業生が日本帝国を守るために「聖戦」に参加するよう、動員した。当時の情勢は緊張が高まり、18歳以上の朝鮮民族の青年は徴兵されてソ連との国境線近くに行った。敗戦直前に、17歳の私は鳳凰城で一週間の軍事訓練を受けたが、8月に日本が降参して、徴兵を免れた。

金成国氏が学校へ通っていた時期は、中国東北地方で日本の統治が既に確立、安定し、植民地教育体制が成熟していた。満鉄経営学校である鳳凰城普通学校の状況を見ると、治外法権撤廃前の満鉄経営学校とはかなり異なっている。前は、社員一人を教員として派遣するだけであったが、この時期は学校の主な責任者のほとんどが日本人である。「在満朝鮮人」の教員たちも、朝鮮半島で中等、高等レベルの学校を卒業した人たちである。それに、高等科⁴⁷も設置された。特に、教育内容だが、この時期満鉄の特殊化教育、つまり「適地主義」教育の色はほぼ消えており、「創氏改名」、朝鮮語禁止とカードを配る方法による監督、体罰、朝鮮民族の歴史の歪曲、毎日日本国旗を揚げながら「君が代」を歌うこと、朝皆運動場で天皇のいる東方に向かって参拝すること、大東亜戦争の宣伝、神道教育と武士道精神教育、「聖戦」動員などは、満鉄経営学校だけではなく東北地方の「在満朝鮮人学校」で普遍的に見られる現象であった（近年筆者は朝鮮族植民地教育経験者へのインタビュー調査を行っている）。つまり、治外法権撤廃後、特に1940年代に入ってから、日本は教育の一体化を実現し、それを「大東亜戦争」体系の一環として取り入れたのである。

4. まとめ

「日韓合併」以降、日本は「在満朝鮮人」も「日本国民」だという口実の下で、「在満朝鮮人」に対する植民地教育を行いはじめた。その理由は植民地教育を通じて、「在満朝鮮人」の反日運動を抑制し、「在満朝鮮人」を日本の統治に従順させ、対中国侵略の道具として利用するためである。

偽満洲国の成立及び「新学制」の公布前、日本の対「在満朝鮮人」教育主体は統一せず、ばらばらになっており、国策会社である満鉄はその付属地に「在満朝鮮人」が増えることによって、嫌々ながら「在満朝鮮人」教育に着手するようになった。その中で、責任範囲などを巡って朝鮮総督府との間で長期にわたる摩擦が起きた。この時期、東北地方で日本の統治が確立せず、企業としての満鉄は付属地周辺の漢民族との衝突を恐れて、対「在満朝鮮人」教育に消極的であり、朝鮮総督府の教育方針、教育制度に基づきながらも自社方針による「適地主義」教育を取り入れた。つまり、中国東北地方で日本の統治が確立する

前に、「在満朝鮮人」教育に取り組むのは満鉄にとって苦手なことであった。特に、付属地は特別な存在で、朝鮮半島、「間島」、「関東州」など安定した日本の統治権を形成していた地域とは異なって、様々な事情が生じうる。もし「在満朝鮮人」教育に着手することで中国地方政権や付属地周辺とトラブルが起これば、結局この時期の満鉄の「使命」—中国東北地方での経済統治に影響を与えうるからである。

偽満洲国の成立後、東北地方で日本の統治が確立し、満鉄は前のように付属地周辺の漢民族との衝突を恐れる必要なしに「在満朝鮮人」教育を進めることができた。それだけではなく、付属地行政権移譲の際に、満鉄は抵抗なしに積極的に偽満洲国に渡した。

上述の分析からわかるように、満鉄は企業としての特徴を持っていると同時に、強い「使命感」も持っていることが分かる。その「使命」の本質は日本の「大陸政策」の実行であり、ここから満鉄の「国策会社」としての性質がはっきり見られる。

作者簡介：

徐雄彬、男、1978年生、東北師範大学外国語学院日本語学部准教授、博士指導教官。主な研究領域：近代日本の植民地教育史、日本語教育史。E-mail：xuxiongbian@yahoo.co.jp

注

- 1 以下の研究を参考にした。解学詩、松村高夫『満鉄与中国劳工』社会科学文献出版社、2003年；解学詩「論満鉄“総合調査”与日本戦争国策」『社会科学战线』2007年第5期；郭洪茂「东北沦陷时期的满铁铁路中国工人状况」『抗日战争研究』2000年第1期；郭洪茂「“九一八”事变中的满铁」『社会科学战线』2005年第5期；武向平「三十年来我国满铁研究现状述评」『日本问题研究』2009年第2期。
- 2 黄有福「中国朝鲜族移民史研究」『中央民族学院学报』1993年第4期、56-61页。
- 3 以下の文献を参照されたい。日本外務省『在満朝鮮人概況』1933年、96-97ページ；拓務大臣官房文書課『満州と朝鮮人』1934年、103ページ；「在間島朝鮮人の状況」『毎日新聞』1917年5月11日；金哲『韓国の人口と経済』岩波書店、1965年、28ページ。
- 4 黄有福「中国朝鲜族移民史研究」『中央民族学院学报』1993年第4期、56-61页。
- 5 徐雄彬「近代日本の中国東北地方朝鮮族に対する日本語教育（1908-1931）」『道暦研年報』2014年、第9号、2ページ。
- 6 一般的に、反日教育を行っていた「在満朝鮮人」学校には朝鮮系の民族主義団体学校、宗教系学校、民間人学校と中国系（中国政府が管理）の学校がある。
- 7 徐雄彬、金香兰「中国东北地区朝鲜族学校学生对日认识的变化（1907-1945）」『青年文学家』2014年、第9号、162-163页。
- 8 张嵩「设在中国的东印度公司——日本南满洲铁道株式会社简介」『兰台世界』1996年第3期、36-37页。
- 9 徐雄彬、張玉、王冉冉「中国東北地方の朝鮮族初等学校での植民地教育——日本語教育における教授法の変遷とその背景」『中国と日本：相互認識の歴史と現実』（徐一平編）2014年8月、59ページ。
- 10 南満州鉄道株式会社が設立される時に政府から出された「命令書」には、「鉄道及ビ付帯事業ノ用地ニ於ケル土木教育衛生等ニ関シ必要ナル施設ヲ為スヘシ」と定められた。これに基づき、

- 満鉄は満鉄附属地内のインフラ整備をすすめることになった。これらの事業を進めるため、満鉄本社に「地方部」が設けられた。満鉄は満鉄附属地内で行使した行政活動を「地方経営」と称した。地方経営は、学校、病院、公園、職安、消防、宿泊施設の運営など多岐にわたり、のべ2億円をつぎ込んだ。偽満州国成立後の1937年に、行政権を偽満州国に返還したが、土地の所有権は引き続き満鉄が持ち続けた（出所：ja.wikipedia.org/wiki/南満州鉄道附属地）。
- 11 桑畑忍『在満朝鮮人と教育問題』大連：中日文化協会、1929年、31ページを参考にした。
 - 12 満鉄総裁室地方部残務整理委員会『満鉄付属地経営沿革全史』（上巻）1939年、152ページ。
 - 13 以下の資料を参考にした。桑畑忍『在満朝鮮人と教育問題』大連：中日文化協会、1929年、31ページ；朴今海「日本対東北朝鮮人の植民主義教育政策研究」延辺大学博士論文、2007年、34ページ。
 - 14 卢鸿德主编『日本侵略东北教育史』人民教育出版社、2002年、208頁。
 - 15 朝鮮総督府「在満朝鮮関係領事官打合会議」1923年、658ページ。
 - 16 同上注、661ページ。
 - 17 南満洲鉄道株式会社地方部学務課『満鉄教育沿革史』1939年、1368ページ。
 - 18 協議の内容に関しては竹中憲一『「満州」における教育の基礎的研究（第5巻朝鮮人教育）』柏書房、2000年、161-163ページを参考にした。
 - 19 桑畑忍『在満朝鮮人と教育問題』大連：中日文化協会、1929年、36-38ページ。
 - 20 朝鮮総督府「勅令第229号・朝鮮教育令」1911年、日本国立公文書館：08987100号。
 - 21 朝鮮総督府編『普通学校国語読本』（8巻）、1912-1915年版；朝鮮総督府編『普通学校国語読本』（12巻）、1923-1924年版；朝鮮総督府編『普通学校国語読本』（12巻）、1930-1935年版；朝鮮総督府編『初等国語読本』（12巻）、1939-1941年版。
 - 22 南満洲鉄道総裁室地方部残務整理委員会『満鉄付属地経営沿革全史（上巻）』龍溪書舎、1977年、319 - 320ページ。
 - 23 同上書、321ページ。
 - 24 同上注、339ページ。
 - 25 南満洲鉄道株式会社地方部学務課『満鉄教育沿革史』1939年、1391ページ。
 - 26 「日韓合併」以来、朝鮮半島と中国東北地方における日本支配化の朝鮮民族の学校では日本語が「国語」となった。
 - 27 ここで、天皇制教育とは、天皇とその思想に関する教育及び天皇制国家機関に関する教育を指す。
 - 28 徐雄彬,張玉,王冉冉「中国東北地方の朝鮮族初等学校での植民地教育——日本語教育における教授法の変遷とその背景」『中国と日本：相互認識の歴史と現実』（徐一平編）2014年8月、57-73ページ。
 - 29 鳩田道彌『満洲教育史』鉄道印刷所、1935年、72、124ページ。
 - 30 竹中憲一『「満州」における教育の基礎的研究（第5巻朝鮮人教育）』柏書房、2000年、171ページ。
 - 31 鳩田道彌『満洲教育史』鉄道印刷所、1935年、427-446ページを参考にした。
 - 32 桑畑忍『在満朝鮮人と教育問題』大連：中日文化協会、1929年、34-35ページを参考にした。
 - 33 同上注、31-36ページを参考にした。
 - 34 竹中憲一『「満州」における教育の基礎的研究（第5巻朝鮮人教育）』柏書房、2000年、172-179ページを参考にした。
 - 35 신규섭 《채만찬일조선인의만주(국)인식》《북방사농춘》제12호, 2006년 8월, 123-124페이지.
 - 36 「治外法權撤廢と在奉人士決議（奉天）」『東亞日報』1934年8月29日；「在營口五千朝鮮人治法撤廢反対」『東亞日報』1934年8月31日；「開原居留朝鮮人治法撤廢反対」『東亞日報』1934年9月12日。

- 37 平井広一「満州国における治外法権撤廃及び満鉄付属地行政権移譲と満州国財政」『北星論集(経)』第48巻第2号(通巻第55号)、2009年3月、13ページ。
- 38 武強『東北沦陷十四年教育史料(第二辑)』吉林教育出版社、1993年、217頁。
- 39 「満洲国」教育史研究会監修『「満洲・満洲国」教育資料集成Ⅲ期:(12)少数民族教育』エムティ出版、1993年、226-227ページ。
- 40 민경준 《「만주국」 조선인의 “ 황국신민관 ”--1930 년대 후반을 중심으로》《역사와경계》,72 권, 2009년, 23 페이지를参考にした。
- 41 朝鮮総督府学務局内朝鮮人教育会『満州国教育視察報告』1942年、144ページ。
- 42 朴今海「日本对东北朝鲜人的殖民主义教育政策研究」延边大学博士论文、2007年、119-121頁。
- 43 『大阪毎日新聞』、1937年11月9日。
- 44 磯田一雄「在満日本人教育におけるアイデンティティ論—「満洲郷土論」の意味を中心に」『東アジア研究』第45号、2006年、51ページ。
- 45 朴今海「伪满时期日本帝国主义对东北朝鲜族的“皇民化”政策」『社会科学战线』2004年第4期、177-181頁。
- 46 斉紅深教授(中国地方教育志研究会副会長、中国日本植民地教育研究会会長)が主催する「日本侵華殖民教育オーラルヒストリー」研究チーム(“日本侵華教育口述史”課題組)が2000年3月18日に遼寧省鳳凰城市農村実験中学校でインタビューした資料である。筆者は2016年11月にこのチームに加入してメンバーとなった。以下は金成国の簡易紹介である。金成国、男、朝鮮族、1928年2月生まれ。出身地は朝鮮平安北道義州郡。1936-1937年は朝鮮平安北道義州郡の私塾で勉強し、1938-1943年は満鉄付属地の鳳凰城普通学校で勉強した。

筆者略歴

徐 雄彬(じょ・ゆうひん, Xu Xiong Bin)

2009年9月 桜美林大学大学院国際学研究科博士後期課程終了。

2009年9月-現在 中国東北師範大学外国語学院日本語学科、准教授。

研究分野: 日本文化、近代日本の植民地教育史、日本語教育史